

条 例

議会の議決を経た「千曲市保養センター条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第28号

千曲市保養センター条例の一部を改正する条例

千曲市保養センター条例（平成15年千曲市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同項第1号中「及び満3歳未満の者」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

利用区分		利用料金	
		多世代健康交流プラザつるの湯 佐野川温泉 竹林の湯	白鳥園
1回券	大人（12歳以上）	500円	950円
	中人（6歳以上12歳未満）	170円	400円
	小人（6歳未満）	80円	200円
部屋等の貸切	福祉風呂（1時間当たり）		1,000円
	地域交流室（2時間当たり）		10,000円
	健康相談室1（2時間当たり）		2,000円
	健康相談室2（2時間当たり）		3,000円

備考

- 福祉風呂の利用時間は、1時間単位とし、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 地域交流室、健康相談室1及び健康相談室2の利用時間は、2時間単位とし、2時間未満の端数があるときは2時間とする。
- 福祉風呂の利用者については、市長が別に定めるところにより、入館料を要しないものとする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

利用区分		利用料金	
		多世代健康交流プラザつるの湯 佐野川温泉 竹林の湯	白鳥園
1回券	満65歳以上の者	350円	650円
	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当する者及びその介護者	無料	無料
	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の4級、5級又は6級に該当する者	350円	650円
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のA1、A2に該当する者及びその介護者	無料	無料
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のB1、B2に該当する者	350円	650円
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に規定する障害等級表の1級及び2級に該当する者及びその介護者	無料	無料
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級表の3級に該当する者	350円	650円
	児童扶養手当法の規定による支給要件を満たす児童及びその児童を扶養している者	無料	無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千曲市保養センター条例の規定により受けたこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可は、この条例による改正後の千曲市保養センター条例（以下「新条例」という。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 新条例第8条、第9条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。